

柏市個人情報保護法施行条例骨子（案）

1 施行条例に定める事項

（１）開示請求手数料（法第８９条第２項）に関すること

保有個人情報の開示請求をする際の手数料を無料とします。ただし、現行と同様に開示文書交付時に実費（コピー代相当分）の負担をお願いします。

（２）開示等請求における不開示情報の範囲（法第７８条第２項）に関すること

柏市情報公開条例において、開示請求を受けた公文書にある、公務員等の職務遂行に関する情報のうち、当該公務員等の氏名は開示される規定となっているところ、法では不開示とされる規定になっています。

そこで、施行条例においては、これを開示する規定を設けます。

（３）開示請求等の手続（法第１０８条）に関すること

個人情報の開示等をご請求いただく際、市民の皆様におかれましては、請求書の様式や窓口に関して、これまでの手続きと相違ありません。

開示請求をいただいた際の処理期限に関して、現行の条例では、「開示請求があった日から起算して１５日以内」としていますが、法において、開示決定等は、開示請求があった日から３０日以内にしなければならないとされています。ただし、地方公共団体が条例で定めることにより、開示決定等の期限を３０日より短くすることができるとされています。

そこで、本市においては、施行条例で従来と同様の期限となる規定を設けます。

また、法において、請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から６０日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に特例的に相当の期限延長（以下「特例延長」といいます。）をすることができるとされていますが、地方公共団体が条例で定めることにより、基準日を６０日より短い期間とすることもできるとされています。

当該特例延長の基準日についても、現行の運用である「開示請求があった日から起算して４５日以内」と同様の期限とする規定を設けます。

（４）専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの諮問

法施行後においても、例えば市役所内部における個人情報の取扱いルールを定める場合に、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会に諮問できるとする規定を設けます。

（５）単なる内部の手続に関する規律にすぎない事項（個人情報ファイル簿関係）

現行の条例では、「個人情報取扱事務の届出」の制度を運用しています。

法では、市の個人情報の利用状況について、「個人情報ファイル簿」を作成して公表す

ることを定めています。これに伴い、同様の役割を担っている「個人情報取扱事務の届出」を廃止し、個人情報ファイル簿による公表に変更する旨の規定を、柏市内部の規律に係る事項として設けます。

2 施行条例で定めない事項

(1) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約手数料(法 119 条第 3 項及び第 4 項)

当該制度の必要性、導入まで相当の時間を要すること等から、条例施行時での導入を見送ります。よって、施行条例に定めを置きません。

(2) 「条例要配慮個人情報」の内容(法第 60 条第 5 項)

法における要配慮個人情報とは、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令等で定められた情報です。また、「条例要配慮個人情報」とは、上記の要配慮個人情報以外の情報で、地域の特性その他の事情に応じて独自に定めることができる情報です。いずれの情報に関しても、施行条例において収集や取り扱いに制限を設けることが許容されていません。

よって、条例要配慮個人情報を定める情報が認められないことから、施行条例に定めを置きません。

なお、要配慮個人情報を含む個人情報の取得は、法令の定める事務や業務の遂行のために限られます。

(3) 個人情報取扱事務登録簿(個人情報取扱事務の届出)の作成・公表に係る事項(法第 75 条第 5 項)

1-(5) のとおり、個人情報ファイル簿による作成・公表に変更を予定していることから、施行条例に定めを置きません。

(4) 個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項

施行条例を定める目的や個人情報保護の理念等の規定が想定されますが、法の第 1 条において目的規定があり重複してしまうことから、施行条例に定めを置きません。